

「女性活躍加速のための重点方針2016」該当箇所		通し番号 82
大項目	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現	
中項目	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶	
小項目	(1) 性犯罪への対策の推進	
細項目	<p>① 性犯罪の罰則の在り方について調査・審議を行っている法制審議会の答申を踏まえ、法改正を含む必要な措置を講ずる。</p> <p>行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの各都道府県最低1か所の設置を促進するため、ワンストップ支援センターの個々の運営状況や未設置の理由を更に調査し、地方公共団体への支援の在り方を検討するとともに、未設置の地方公共団体に対して既存の社会資源を活かした対応を含め設置の働きかけを更に行う。</p> <p>また、都道府県警察におけるカウンセリング費用の公費負担制度の全国展開に向けた充実、性犯罪証拠採取キットを配備する医療機関の拡大等、性犯罪被害者の負担軽減のための各種取組の充実を図る。</p>	
該当施策名 (事業名)	都道府県警察におけるカウンセリング費用の公費負担制度の全国展開に向けた充実	
当該施策の背景・目的	<p>第2次犯罪被害者等基本計画に基づき開催された有識者検討会の提言を受け、警察庁において平成26年3月から、部外有識者による「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する研究会」が開催され、27年4月に、「一部の都県警察で運用されているカウンセリング費用の公費負担制度を国の支援・関与の下で全国展開していくことが望ましいこと」などを内容とする「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する報告書」を取りまとめた。</p> <p>これを受けて警察庁では、28年度予算において、犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度に要する経費を都道府県警察費補助金により予算確保した。</p>	
当該施策の政策手段の分類		法令・制度改正
		税制改正要望
	○	予算 28年度当初予算: 28,156 千円 28年度一次補正予算: - 千円 28年度二次補正予算: - 千円 29年度要求予算: 28,156 千円
		機構定員要求
		その他(具体的に)
当該施策概要	<p>犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度に要する経費を都道府県警察費補助金により、引き続き予算確保し、同制度の全国展開に向けた充実を図る。</p>	
担当府省庁	警察庁	
	長官官房給与厚生課犯罪被害者支援室	

犯罪被害者等のカウンセリング費用の 公費負担制度に要する経費

経緯

第2次犯罪被害者等基本計画（平成23年3月25日閣議決定）に基づく施策として、警察庁においては、平成26年3月から、「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する研究会」を開催し、検討が行われてきたところ、平成27年4月2日、「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する報告書」が取りまとめられた。

この中で、従来、警察が運用しているカウンセリング業務委嘱制度（警察から委嘱された民間の精神科医、臨床心理士等が、犯罪被害者等に対してカウンセリングを行う制度）については、精神科医等が指定されるため利用しにくい面があることが指摘された。

その一方で、一部の都県警察で実施されている「カウンセリング費用の公費負担制度」（警察に届け出た一定の事件の被害者に対し、精神的及び経済的負担の軽減等の必要性が認められる場合に、自己負担となるカウンセリング費用の一定限度額を支出する制度）について、犯罪被害者等が精神科医等を自らの意思で選定でき、上記委嘱制度と比べ、利用しやすいといった理由等から、「この制度を全国展開していくことが望ましい」との提言がなされた。

国庫補助経費の確保

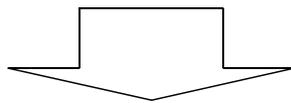
報告書の提言に基づき、カウンセリング費用の公費負担制度を全国警察で導入・運用させるため、平成28年度予算において、所要の経費を都道府県警察費補助金により予算確保。29年度も引き続き要求。

大項目	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現	
中項目	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶	
小項目	(1) 性犯罪への対策の推進	
細項目	<p>① 性犯罪の罰則の在り方について調査・審議を行っている法制審議会の答申を踏まえ、法改正を含む必要な措置を講ずる。</p> <p>行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの各都道府県最低1か所の設置を促進するため、ワンストップ支援センターの個々の運営状況や未設置の理由を更に調査し、地方公共団体への支援の在り方を検討するとともに、未設置の地方公共団体に対して既存の社会資源を活かした対応を含め設置の働きかけを更に行う。</p> <p>また、都道府県警察におけるカウンセリング費用の公費負担制度の全国展開に向けた充実、性犯罪証拠採取キットを配備する医療機関の拡大等、性犯罪被害者の負担軽減のための各種取組の充実を図る。</p>	
該当施策名 (事業名)	性犯罪の罰則の在り方について、法制審議会の答申を踏まえた法改正を含む必要な措置の実施	
当該施策の背景・目的	<p>性犯罪の罰則の在り方については、第3次男女共同参画基本計画において検討が求められていたほか、各方面からも様々な指摘があることなども踏まえ、法務省として、平成27年10月、法制審議会に対し、性犯罪に対処するための刑法の一部改正に関する諮問をした。同審議会の刑事法(性犯罪関係)部会においては、同年11月から調査審議が行われ、平成28年6月、強姦罪等の構成要件の見直しや非親告罪化などを内容とする要綱(骨子)が採決された。</p> <p>今後、同審議会において更に調査審議がなされ、法改正すべきとの答申が得られた場合には、その内容を踏まえて、法改正を含む必要な措置を講ずる。</p>	
当該施策の政策手段の分類	○	法令・制度改正
		税制改正要望
		予算
		28年度当初予算: 千円 28年度一次補正予算: 千円 28年度二次補正予算: 千円 29年度要求予算: 千円
		機構定員要求
	○	その他(具体的に) 平成27年11月から平成28年6月までの間に、法制審議会の刑事法(性犯罪関係)部会において調査審議が行われ、今後、同審議会において更に調査審議がなされる予定。
当該施策概要	<p>現在、性犯罪に対処するための刑法の一部改正に関する諮問について、法制審議会において調査審議中であるところ、同審議会の答申が得られた場合には、その内容を踏まえて、法改正を含む必要な措置を講ずる。</p>	
担当府省庁	法務省	
	刑事局刑事法制管理官	

性犯罪の罰則の改正に関する諮問の概要

1 諮問に至る経緯

- 第3次男女共同参画基本計画（平成22年12月閣議決定）
「強姦罪の見直しなど性犯罪に関する罰則の在り方を検討する」（平成27年度末まで）
- 「性犯罪の罰則に関する検討会」
平成26年10月～平成27年8月
刑事法研究者，法曹三者，被害者支援団体関係者等による検討



平成27年10月9日 法制審議会へ諮問

2 要綱（骨子）の概要

① 性犯罪の非親告罪化（第四）

強制わいせつ罪及び強姦罪を非親告罪化する。
併せて、わいせつ目的・結婚目的の略取・誘拐罪についても、非親告罪化する。

② 強姦罪の構成要件の見直し（第一，第二）

行為者及び被害者の性別を問わず，「性交等」（性交，肛門性交，口腔性交）を重い処罰の対象とする。

※ 現行法は，「女子」に対する「姦淫」（性交）のみを強姦罪として重い処罰の対象としている。

③ 監護者であることによる影響力があることに乗じた性交等に関する罰則の新設（第三）

18歳未満の者を現に監護する者（例：父母等）であることによる影響力があることに乗じて，性交等・わいせつ行為をした場合も，強姦罪・強制わいせつ罪と同様に処罰する規定を設ける。

④ 強姦罪等の法定刑の引上げ（第一，第二，第五，第六）

- ・ 強姦罪の法定刑を「3年以上の有期懲役」から「5年以上の有期懲役」
- ・ 強姦致死傷罪の法定刑を「無期又は5年以上の懲役」から「無期又は6年以上の懲役」

に引き上げる。

これに伴い，集団強姦罪（4年以上の有期懲役），集団強姦致死傷罪（無期又は6年以上の懲役）を廃止する。

⑤ 強姦と強盗とを同一機会に行った場合の罰則の整備（第七）

強姦行為と強盗行為とを同一機会に行った場合は，その先後を問わず，「無期又は7年以上の懲役」とする。

- ※ 現行法では，
- | | | |
|-------|---|--|
| 強盗が先行 | → | 無期又は7年以上の懲役
(強盗強姦罪：241条) |
| 強姦が先行 | → | 5年以上30年以下の懲役
(強姦罪と強盗罪の併合罪：177条及び236条) |

大項目	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現	
中項目	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶	
小項目	(1) 性犯罪への対策の推進	
細項目	<p>①性犯罪の罰則の在り方について調査・審議を行っている法制審議会の答申を踏まえ、法改正を含む必要な措置を講ずる。</p> <p>行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの各都道府県最低1か所の設置を促進するため、ワンストップ支援センターの個々の運営状況や未設置の理由を更に調査し、地方公共団体への支援の在り方を検討するとともに、未設置の地方公共団体に対して既存の社会資源を活かした対応を含め設置の働きかけを更に行う。</p> <p>また、都道府県警察におけるカウンセリング費用の公費負担制度の全国展開に向けた充実、性犯罪証拠採取キットを配備する医療機関の拡大等、<u>性犯罪被害者の負担軽減のための各種取組の充実を図る。</u></p>	
該当施策名 (事業名)	検察官等に対する研修の充実等	
当該施策の背景・目的	検察官等の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図る。	
当該施策の政策手段の分類		法令・制度改正
		税制改正要望
		予算
		28年度当初予算： 千円 28年度一次補正予算： 千円 28年度二次補正予算： 千円 29年度要求予算： 千円
		機構定員要求
	○ その他(具体的に)	研修科目の充実
当該施策概要	検察官等に対する各種研修・協議会等において、犯罪被害者等支援に関する講義・講演等を実施している。	
担当府省庁	法務省	
	刑事局総務課	

大項目	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現	
中項目	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶	
小項目	(2) ストーカー事案への対策の推進	
細項目	<p>① 「<u>ストーカー総合対策</u>」や基本計画に基づき、引き続き、ストーカー事案への厳正な対処、ストーカー事案に係る被害者の一時保護等の被害者支援の推進、ストーカー被害の未然防止・拡大防止のための広報啓発の実施等に取り組む。 <u>ストーカー事案への総合的な対策に更に取り組むため、被害の態様が多様化していることを踏まえた被害者支援のほか、加害者の抱える問題にも着目した対策等について検討を行う。</u></p>	
該当施策名 (事業名)	ストーカー被害者支援のためのマニュアル作成・配布	
当該施策の背景・目的	ストーカー事案について、地方公共団体の相談窓口において適切な支援を行うことを目的として、ストーカー被害者支援マニュアルを作成・配布し、その活用を図る。	
当該施策の政策手段の分類		法令・制度改正
		税制改正要望
		予算
		28年度当初予算： 千円 28年度一次補正予算： 千円 28年度二次補正予算： 千円 29年度要求予算： 千円
		機構定員要求
	○ その他(具体的に)	ストーカー被害者支援マニュアルを作成し、地方公共団体に配布するとともに、相談員向けの研修等においてその活用を図る。
当該施策概要	地方公共団体の相談窓口におけるストーカー被害者支援の充実を図るため、ストーカー被害者等に対する相談対応等に関する支援マニュアルを作成・配布し、その活用を図る。	
担当府省庁	内閣府	
	男女共同参画局推進課暴力対策推進室	

ストーカー総合対策

平成 27 年 3 月 20 日

ストーカー総合対策関係省庁会議

【抜粋（ストーカー被害者支援のためのマニュアル作成関係部分）】

1 ストーカー事案に対応する体制の整備

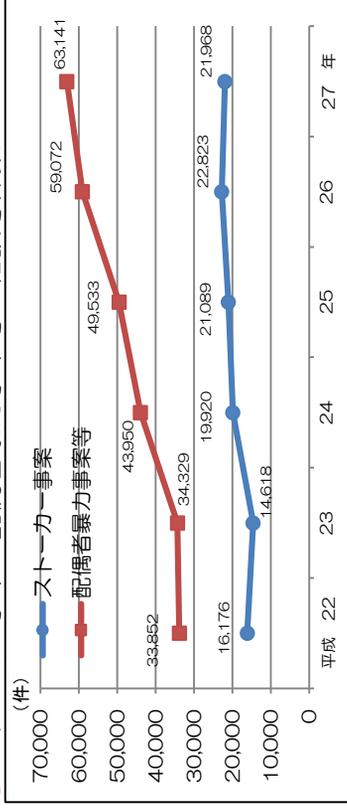
(2) 関係機関における被害者等の支援機能の拡充

- 警察に相談することをためらう被害者等もいることから、地方公共団体における被害者支援の充実を図るため、内閣府における平成 26 年度「ストーカー行為等の被害者支援実態等の調査研究事業」を踏まえ、マニュアルを作成するなど地方公共団体における被害者等に対する相談対応・カウンセリング等を推進する。（内閣府、関係省庁）

大項目	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現													
中項目	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶													
小項目	(2) ストーカー事案への対策の推進													
細項目	<p>① 「ストーカー総合対策」や基本計画に基づき、引き続き、ストーカー事案への厳正な対処、ストーカー事案に係る被害者の一時保護等の被害者支援の推進、ストーカー被害の未然防止・拡大防止のための広報啓発の実施等に取り組む。</p> <p>ストーカー事案への総合的な対策に取り組むため、被害の態様が多様化していることを踏まえた被害者支援のほか、加害者の抱える問題にも着目した対策等について検討を行う。</p>													
該当施策名 (事業名)	ストーカー事案等の人身安全関連事案への対策の推進													
当該施策の背景・目的	<p>ストーカー事案については、全国警察を挙げて対応を強力に推進しているところであるが、平成27年のストーカー事案の相談等件数は4年ぶりに減少したものの、法施行後から平成23年までに比べ、平成24年以降は高水準で推移しており、依然として重大事件に発展するものが見られるなど、既存の施策のみでは被害者等の生命・身体の安全を確保することが困難となっている。また、「ストーカー総合対策」の趣旨及び内容を踏まえたストーカー対策の総合的な取組の確実な実施を図っているところである。</p>													
当該施策の政策手段の分類		法令・制度改正												
		税制改正要望												
	○	<p>予算</p> <table border="0"> <tr> <td>28年度当初予算:</td> <td>129,428</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>28年度一次補正予算:</td> <td>-</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>28年度二次補正予算:</td> <td>-</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>29年度要求予算:</td> <td>110,819</td> <td>千円</td> </tr> </table>	28年度当初予算:	129,428	千円	28年度一次補正予算:	-	千円	28年度二次補正予算:	-	千円	29年度要求予算:	110,819	千円
	28年度当初予算:	129,428	千円											
	28年度一次補正予算:	-	千円											
28年度二次補正予算:	-	千円												
29年度要求予算:	110,819	千円												
○	機構定員要求													
○	<p>その他(具体的に)</p> <p>地方財政計画</p>													
当該施策概要	<p>○ 平成29年度において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ストーカー被害の未然防止・拡大防止に関する国民の理解の増進を図るためのパンフレット・リーフレットの作成等 ・ 被害者等の安全を確保するための一時避難に係る経費の一部を都道府県に補助 ・ ストーカー事案の加害者に関する精神医学的・心理学的アプローチに係る経費の一部を都道府県に補助 ・ 多機関連携によるストーカー加害者更生のための取組に関する調査研究 ・ サイバーストッキングに関する調査研究及び警察官向け研修資料の作成 ・ ストーカー事案等に係るシステムの機能高度化 <p>等を実施し、人身安全関連事犯への対策の推進を目指す。</p> <p>○ ストーカー事案を始めとする人身安全関連事案対策等の強化のため、平成28年度における警察庁職員及び地方警察官の増員を措置した。</p> <p>○ ストーカー及び配偶者からの暴力被害の防止のため、平成28年度地方財政計画に必要経費を計上し、ストーカー及び配偶者からの暴力被害の防止に資する物品の貸出しを進めた。</p>													
担当府省庁	<p>警察庁</p> <p>生活安全局生活安全企画課</p>													

現状

ストーカー事案・配偶者暴力事案等の相談等件数



※平成27年中の相談等件数は、いずれも高水準で推移

- 重大事案に急展開するおそれ
- 検挙・警告等されても繰り返す、大胆な犯行
- 都道府県警察の負担増

主な対応策

- ・人身安全関連事案に対処するための体制の確立
- ・平成27・28年度地方警察官の増員

事案の各段階で対策・支援が必要不可欠

この種事案に的確に対応するためには、関係機関、家庭、学校、職場等が連携し、社会全体で、被害者支援の取組、加害者対策を行うことが必要

ストーカー総合対策 (H27.3.20ストーカー総合対策関係省庁会議)

「すべての女性が輝く政策パッケージ (平成26年10月10日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)」に掲げられた「ストーカー対策の抜本的強化」を踏まえた政策パッケージ

- 1 ストーカー事案に対応する体制の整備
- 2 被害者等の一時避難等の支援
- 3 被害者情報の保護
- 4 被害者等に対する情報提供等
- 5 ストーカー予防のための教育等
- 6 加害者に関する取組の推進

女性活躍加速のための重点方針2016 (抜粋)

(H28.5.20すべての女性が輝く社会づくり本部)

女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現

- 「ストーカー総合対策」や第4次男女共同参画基本計画に基づき、ストーカー事案への厳正な対処、ストーカー事案に係る被害者の一時保護等の被害者支援の推進、ストーカー被害の未然防止・拡大防止のための広報啓発の実施等に取り組む。
- 被害者支援のほか、加害者の抱える問題にも着目した対策等について検討を行う。

平成29年度概算要求

ストーカー予防のための教育

知育・徳育活動

生徒対象啓発パンフレット、被害者等対象リーフレット、加害者対象リーフレットの作成等

被害者等の一時避難等の支援

一時避難

被害者の一時避難に係るホテル等宿泊費用の公費負担

加害者に関する取組の推進

ストーカー事案の加害者に関する地域精神科医療等との連携

ストーカー事案の加害者に関する地域精神科医療機関等からのアドバイス

ストーカー事案に対応する体制の整備

調査研究

サイバーストーキングに関する調査研究及び警察官向け研修資料の作成

調査研究

多機関連携によるストーカー加害者更生のための取組に関する調査研究

システムの検索機能高度化

ストーカー事案等に係るシステムの機能高度化

「女性活躍加速のための重点方針2016」該当箇所		通し番号 87
大項目	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現	
中項目	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶	
小項目	(2) ストーカー事案への対策の推進	
細項目	<p>① 「ストーカー総合対策」や基本計画に基づき、引き続き、ストーカー事案への厳正な対応、ストーカー事案に係る被害者の一時保護等の被害者支援の推進、ストーカー被害の未然防止・拡大防止のための広報啓発の実施等に取り組む。</p> <p>ストーカー事案への総合的な対策に更に取り組むため、被害の態様が多様化していることを踏まえた被害者支援のほか、加害者の抱える問題にも着目した対策等について検討を行う。</p>	
該当施策名 (事業名)	婦人保護事業	
当該施策の背景・目的	<p>婦人保護事業は、売春防止法(昭和31年法律第118号)に基づき、要保護女子についてその転落の未然防止と保護更生を図ること並びに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)に基づき、配偶者からの暴力被害女性の保護を図ることを目的としている。</p>	
当該施策の政策手段の分類		法令・制度改正
		税制改正要望
	○	<p>予算</p> <p>28年度当初予算: 2,239,971 千円 + 7,309,066 千円の内数</p> <p>28年度一次補正予算: - 千円</p> <p>28年度二次補正予算: - 千円</p> <p>29年度要求予算: 2,264,449 千円 + 16,642,616 千円の内数</p>
		機構定員要求
		その他(具体的に)
当該施策概要	<p>婦人保護事業は、社会環境の浄化、配偶者からの暴力の防止等に関する啓発活動を行うとともに、要保護女子等の早期発見に努め、必要な相談、調査、判定、指導・援助、一時保護及び収容保護を行うものである。</p> <p>ストーカー行為等の相手方への支援については、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第73号)により、婦人保護事業の対象として明確に位置付けられたところであり、適切な保護・支援を行うこととしている。</p> <p>平成29年度要求予算においては、配偶者からの暴力(DV)被害者等に対して、婦人相談所等で行う相談、保護、自立支援等の取組を推進するよう要求を行うとともに、婦人相談員による相談・支援の充実を図るため、婦人相談員手当の改善を行うよう要求を行っている。</p>	
担当府省庁	<p>厚生労働省</p> <p>雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課</p>	

婦人保護事業の概要

1. 根拠法等

- ① 売春防止法(昭和31年制定)
- ② 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(13年制定/16年・19年・25年改正)
- ③ 人身取引対策計画(平成16年12月)→人身取引対策行動計画(2009・2014)
- ④ ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年制定/25年改正)

2. 対象女性

(「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について<局長通知>)

- ① 売春経歴を有する者で、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者
- ② 売春経歴は有しないが、その者の生活歴、性向又は生活環境等から判断して現に売春を行うおそれがあると認められる者
- ③ 配偶者からの暴力を受けた者(事実婚を含む)
- ④ 家庭関係の破綻、生活の困窮等正常な生活を営む上で困難な問題を有しており、かつ、その問題を解決すべき機関が他にないために、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者
- ⑤ 人身取引被害者(婦人相談所における人身取引被害者への対応について<課長通知>)
- ⑥ ストーカー被害者(「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について<課長通知>)

3. 実施機関等

- ① 婦人相談所(配偶者暴力相談支援センター)及び一時保護所
- ② 婦人相談員(都道府県婦人相談所・市福祉事務所等)
- ③ 婦人保護施設(都道府県・社会福祉法人)
- ④ この他、①の一時保護の委託先として母子生活支援施設・民間シェルター等

ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号） の一部改正について

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（国、地方公共団体、関係事業者等の支援等）</p> <p>第八条 国及び地方公共団体は、ストーカー行為等の防止に関する啓発及び知識の普及、ストーカー行為等の相手方に対する婦人相談所<u>その他適切な施設による支援</u>並びにストーカー行為等の防止に関する活動等を行っている民間の自主的な組織活動の支援に努めなければならない。</p> <p>2 <u>国及び地方公共団体は、前項の支援等を図るため、必要な体制の整備、民間の自主的な組織活動の支援に係る施策を実施するために必要な財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>3・4 [略]</p>	<p>（国、地方公共団体、関係事業者等の支援）</p> <p>第八条 国及び地方公共団体は、ストーカー行為等の防止に関する啓発及び知識の普及、ストーカー行為等の相手方に対する支援並びにストーカー行為等の防止に関する活動等を行っている民間の自主的な組織活動の支援に努めなければならない。</p> <p>[新設]</p> <p>2・3 [略]</p>

ストーカー総合対策（平成27年3月20日ストーカー総合対策関係省庁会議）

「すべての女性が輝く社会」の実現 ～安全・安心な暮らしの確保～

ストーカー事案～女性の安全・安心な暮らしを脅かす

警察における認知件数2万2,823件（平成26年中）
特定の異性からの執拗なつきまとい等の経験（内閣府調査）
女性の約10人に1人

「すべての女性が輝く政策パッケージ」

（平成26年10月10日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）

○ストーカー対策の抜本的強化

関係省庁からなる会議で検討の上、総合対策を年度内を目途に取りまとめ

ストーカー総合対策関係省庁会議

内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省

1 ストーカー事案に対応する体制の整備

- ◆警察では、警察官等の増員、女性警察官による対応ができる体制の整備促進、組織的な対応の推進
- ◆地方公共団体の窓口、人権擁護機関、検察、法テラス、学校等では、切れ目のない適切な支援、研修・マニュアル等による支援の充実
- ◆地域における関係機関の協議会（例：配偶者暴力に関するものを活用しつつ、関係機関の連携協力の推進

2 被害者等の一時避難等の支援

- ◆**婦人相談所**における**一時保護の実施**、都道府県警察における被害者等の安全確保のための取組の促進
- ◆**婦人保護施設**における**中長期支援**、**婦人相談所**等における**住宅・就業の情報提供**、**公的賃貸住宅**への優先入居等の推進のための取組
- ◆経済面からの支援として、弁護士費用の負担軽減、引き続き地方交付税措置

3 被害者情報の保護

- ◆被害者等の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者による被害者等の情報の保護
- ◆加害者による個人情報に係る閲覧や証明書制度の不当利用の防止、被害者等の安全の確保を図る上での配慮について広報啓発の推進

4 被害者等に対する情報提供等

- ◆相談・支援窓口や事案への対処について国民の理解を深めるための広報啓発の推進
- ◆被害実態等の的確な把握のための取組、地方公共団体等に対する情報提供

5 ストーカー予防のための教育等

- ◆ストーカーの被害者にも加害者にもならないことの重要性に留意しつつ、若年層を対象とする予防啓発や、インターネットの適切な利用とその危険性に関する教育啓発の推進
- ◆研修等により教育関係者等の理解を促進

6 加害者に関する取組の推進

- ◆警察では、被害者等の保護を最優先に組織による迅速・的確な対応、対処能力の向上の推進
- ◆様々な段階で加害者に対して更生のための働き掛け、保護観察付執行猶予となった者に対して保護観察所と警察との連携による特異動向等の把握・措置、受刑者・少年院在院者に対して問題性を考慮したプログラムの実施・充実
- ◆ストーカー加害者に対する精神医学的・心理学的手法に関する調査研究や、配偶者からの暴力の加害者更生に係る実態調査の実施

大項目	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現	
中項目	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶	
小項目	(3) 配偶者等からの暴力の被害者への支援の充実等	
細項目	① 市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置を促進するとともに、研修の充実等による相談員の質の向上等、配偶者等からの暴力の被害者への支援体制の充実を図る。また、社会の変化に見合った婦人保護事業の在り方について検討を推進する。	
該当施策名 (事業名)	女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進事業	
当該施策の背景・目的	配偶者暴力相談支援センター(以下「センター」という。)における相談件数の増加及び被害の多様化に対応するため、センターを設置した地方公共団体の取組事例の収集・分析、センター長等を対象とした研修の実施及びセンターの設置を検討している市町村へのアドバイザー派遣を通して、地方公共団体のセンターにおける相談対応の質の向上及び被害者支援における関係機関の更なる連携促進を目的とする。	
当該施策の政策手段の分類		法令・制度改正
		税制改正要望
	○	予算 28年度当初予算: 26,046 千円 28年度一次補正予算: - 千円 28年度二次補正予算: - 千円 29年度要求予算: 24,630 千円
		機構定員要求
		その他(具体的に)
当該施策概要	センターの運営・管理に責任を持つ者(センター長及びセンター主管課長を対象とする研修(支援体制の強化、相談員等の職員の円滑な管理)、相談員(センターの相談員及び現にセンターと連携している民間相談員)を対象とする研修(法制度や支援実務に有用なスキル等を専門家から学ぶ機会を提供するもの)を実施する。 センターを設置した地方公共団体における個別事案の対応を含めた関係機関間連携の具体的方法に関する取組事例を収集・分析し地方公共団体に提供する。 概ね平成30年度までにセンター設置を検討している市町村にアドバイザーを派遣する。	
担当府省庁	内閣府	
	男女共同参画局推進課暴力対策推進室	

女性に対する暴力の被害者支援のための官官・官民連携 促進事業

1. 目的

配偶者暴力相談支援センター（以下「支援センター」という。）における相談件数の増加及び被害の多様化に対応するため、支援センターを設置した地方公共団体の取組事例の収集・分析、支援センター長等を対象とした研修の実施及び支援センターの設置を検討している市町村へのアドバイザー派遣を通じて、地方公共団体の支援センターにおける相談対応の質の向上及び被害者支援における関係機関の更なる連携促進を図る。

2. 概要

● 研修

※対象者：支援センター長、地方公共団体における支援センター主管部（局）の職員、
官民の相談機関の相談員

● 支援センターを設置した地方公共団体の事例報告集

● 支援センター設置検討市町村へのアドバイザー派遣

大項目	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現	
中項目	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶	
小項目	(3) 配偶者等からの暴力の被害者への支援の充実等	
細項目	① 市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置を促進するとともに、研修の充実等による相談員の質の向上等、配偶者等からの暴力の被害者への支援体制の充実を図る。また、社会の変化に見合った婦人保護事業の在り方について検討を推進する。	
該当施策名 (事業名)	DV被害者のための相談機関案内サービス	
当該施策の背景・目的	平成26年度に内閣府が実施した「男女間における暴力に関する調査」によると、男女とも約6割が配偶者からの暴力について相談できる窓口を「知らない」と回答している。この状況を踏まえ、被害者が相談しやすい最寄りの相談機関(配偶者暴力相談支援センター等)に簡便かつ迅速につながる環境整備を目的とする。	
当該施策の政策手段の分類		法令・制度改正
		税制改正要望
	○	予算 28年度当初予算: 1,631 千円 28年度一次補正予算: - 千円 28年度二次補正予算: - 千円 29年度要求予算: 1,631 千円
		機構定員要求
		その他(具体的に)
当該施策概要	全国共通のダイヤル(0570-0-55210)を設定し、相談者の発信地域等の情報から、最寄りの相談機関(配偶者暴力相談支援センター等)の電話に自動転送するサービスを実施する。 また、内閣府で全国共通ダイヤルの広報用携帯カードを作成し、地方公共団体に配布する(携帯カードを医療機関、公共施設、多くの人立ち寄り場所、被害者の目に留まりやすい場所やトイレ等人目を気にすることなく手に取りやすい場所に置いてもらうように地方公共団体に依頼。)	
担当府省庁	内閣府	
	男女共同参画局推進課暴力対策推進室	

DV被害者のための相談機関案内サービス

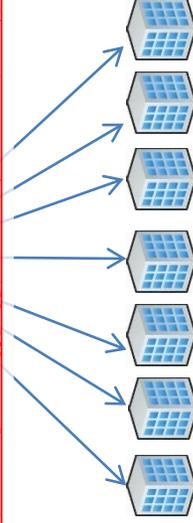
○全国共通のダイヤル(0570-0-55210)を設定し、相談者の発信地域等の情報から、最寄りの相談機関(配偶者暴力相談支援センター等)の電話に自動転送する。

0 5 7 0 - 0 - 5 5 2 1 0



DV相談ナビシステム

発信地等の情報からすべて自動転送



○広報用携帯カード

全国共通ダイヤルの広報用携帯カードを地方公共団体に配布。被害者の目に留まりやすい場所やトイレ等に置いてもらうように依頼。

配偶者等からの暴力 ここに でんわ
DV
相談ナビ
0570-0-55210
ひとりで悩んでいませんか？

配偶者や恋人等からの暴力(DV)に悩んでいませんか。相談してみることが、ひとりで悩まなかった解決方法が見つかるかもしれません。ひとりで悩まず、ご相談ください。お近くの相談窓口におつなぎします。

相手といると、悔いと感じたり緊張したりしていませんか？

暴力には、なぐる、物を投げつける、大声でどなる、無視し続ける、交友関係を制限する、勝手に相手の電話・メールを手エックする、生活費を渡さない、外で働くことを制限する、性的行為を強要する、避妊に協力しないなど、様々なものがあります。暴力は次第にエスカレートして、被害が深刻になることがあります。相手との関係が「つらい」「なにかおかしい」と感じていたら、一度ご相談ください。

- 発信場所から最寄りの相談窓口に、あなたがかけた電話を自動転送します。
- 固定電話からだけでなく、携帯電話、PHS及びIP電話(一部のIP電話を除く)からもつながります。



内閣府男女共同参画局

ここ に でんわ

DV相談ナビ 0570-0-55210

By calling this number, you will be automatically connected to your closest Spousal Violence Counseling and Support Center.

配偶者からの暴力被害者支援情報サイト <http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.html>